

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月2日（平成29年（行情）諮問第219号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（行情）答申第359号）

事件名：特定個人が行った開示請求に対し特定労働局が行った不開示決定に係る決裁文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定個人に対して、特定番号Aによる「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」、及び特定番号Bによる「行政文書不開示決定通知書」の決定を行った決裁・決裁書等、また、これらに付随・関連する行政文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、三重労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年1月26日付け三労開第28-24号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

経緯として、三労開第28-18号の回答書類の中には開示・不開示・補足の何れにも属さない三重労働局からの返事とされる書類が含まれている。三重行政評価事務所の鑑定の結果どれにも該当しなかった。そもそもこれが正しい手続であるのならば、決済・手続等を含む情報公開請求に対し、三重労働局は、個人情報保護として拒否する理由はない。情報公開が原則である。

（2）意見書

今回の争点として、公務員の個人情報に関連する件についてですが、まず、公務員の氏名の取扱いに於いて、原則「公にされ、又は公にすることが予定されている」氏名の範囲として、厚生労働省は、常勤職員以上とされており、又、厚生労働省職員録に掲載されている人物は対象と聞いています。従って、決済関連の仕事にかかわった人物は概ね、対象となると思

われます。情報開示請求により出て来た行政文書と同様に、付随する形で原則作成される決済・決裁書等、また、これらに付随・関連する行政文書も同様の取扱いをすべきであります。公務員は、「国民生活全体の奉仕活動」を行っているのであり、情報開示請求者である国民に対して、たとえ対象文書が決済・決裁書であっても、行政の立場から説明責任を求められるのは当然であると、考えます。要は、職務を実行する又はした情報です。これは公務員の個人情報保護よりは、原則行政側からの説明責任を優先するはずです。

審査請求人も情報開示請求を行う場合、まずは、身分を証明するものの提示を求められ、氏名・住所を記入します。以前は電話番号も説明責任の観点から、書類に記入していましたが、諮問庁からの再三にわたる嫌がらせの電話攻撃から、組織・機関等を跨る場合を除き、記載を断念しました事を、今年三月に審査会へ文書を届けた際に、併せて御説明させて頂きました。

諮問庁からの理由説明書（下記第3）には、諮問庁自身の〔説明〕責任という文字は無く、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月十四日法律第四十二号）」八条を主張するが、これでは説明責任を果たさず、怠った解釈であり、不当であります。決済関連の仕事も実は国民の税金で賄われていることを諮問庁は、再認識すべきです。特定個人が識別される情報は不開示すべきのものであると、記載があるが、不開示すべきと主張した結果、諮問庁を所在地とした事件・事故が発生し、取り返しのつかない状態となった幾つかの事例を国民は忘れていないのであります。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年12月28日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年3月6日付け（同月7日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法8条の規定に基づき本件対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、三重労働局が、審査請求人に対して、特定番号Aによる「保有個人情報の開示をしない旨の決定に

ついて（通知）」，及び特定番号Bによる「行政文書不開示決定通知書」に係る決定を行った決裁文書，また，これに付随・関連する行政文書である。

(2) 不開示情報該当性について

法8条は，「開示請求に対し，当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，行政機関の長は，当該行政文書の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる」としている。

また，法は，何人に対しても，請求の目的の如何を問わず開示請求を認めており，その際，請求者が誰であるかは考慮せず，たとえ本人からの開示請求であっても，第三者からの開示請求と同様に，特定個人が識別される情報については，不開示情報として取り扱うべきものである。

本件審査請求は，個人を特定して行われていることから，本件対象文書の存否を答えるだけで，特定個人が三重労働局に対して，法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を行った事実の有無（以下，第3において「本件存否情報」という。）が明らかになる。

本件存否情報は，法5条1号に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できる情報であり，また，こうした事実の有無は，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから，同号ただし書イに該当しないものと認められ，かつ，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

よって，法8条の規定に基づき，本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した処分庁の判断は妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求の理由として，「そもそもこれが正しい手続であるのならば，決裁手続等を含む情報公開請求に対し，三重労働局は個人情報保護として拒否する理由はない。情報公開が原則である」と主張する。

しかしながら，上記(2)で述べたとおり，法に基づき判断しているものであり，審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり，原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年6月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同月30日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年10月26日 審議
- ⑤ 同年11月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定個人に対して、特定番号Aによる「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」、及び特定番号Bによる「行政文書不開示決定通知書」の決定を行った決裁・決裁書等、また、これらに付随・関連する行政文書」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定している。

(2) 本件開示請求は、開示請求書の記載及びその添付資料によると、特定個人を名指しした上で、三重労働局が、当該個人に対して、特定番号Aによる「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」及び特定番号Bによる「行政文書不開示決定通知書」の決定を行った決裁・決裁書等、また、これらに付随・関連する行政文書の開示を求めるものである。

本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が三重労働局に対して、法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）に基づく開示請求を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

(3) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。また、このような情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(4) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 付言

本件開示請求は、法3条の規定に基づくものであり、行個法12条1項の規定に基づくものではないが、本件開示請求書の記載からすると、審査請求人に係る情報の開示を求めるものである。これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、行個法に基づく開示請求を行っていないとのことである。

処分庁は、行個法に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後、開示請求に係る事務手続において、適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子